

寺定技能所属機関・定期2】特定技能所属機関による支援実施状況に係る届出

届出対象期間中に支援実施状況が同じ者がある場合には、参考様式第3-7号（別紙）を添付して一度にまとめて提出することができます。

なお、「支援実施状況が同じ」とは、全ての支援について「実施」「未実施」「支援対象者なし」のチェック内容が完全に同一である場合のことを指します。

そのため、例えば、⑦相談・苦情対応について、実際に相談があった者・なかった者が混在する場合には、「実施」「支援対象者なし」のチェック内容が異なりますので、それぞれ別に提出してください。

支援実施状況に係る届出

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の18第2項第2号の規定により、1号特定技能外国人支援計画に基づき、下記のとおり、届出対象期間内に支援を実施しましたので届け出ます。

記

(届出の対象期間：2023年 第3四半期（7月1日から9月30日まで）

1	特定 技能 所 属 機 関	法人番号（13桁）	2040005013850		
		（ふりがな）	いりょうほうじんしゃだんそうぞうかい		
		氏名又は名称	医療法人社団創造会		
		住所	〒270-1101 千葉県我孫子市布佐834番地28 電話 047-189-1111		
	選択	画面入力			
	1	英字氏名	LO THI LAP	性別	女
		生年月日	1998年06月05日	国籍・地域	ベトナム
		住居地	〒270-1114 千葉県我孫子市新木野3-1-53 陽光ハイツ105 電話 070-9061-1998		
		在留カード番号	NP02493241ER		
	2	英字氏名		性別	
生年月日			国籍・地域		
住居地		〒 電話			

2	1 号 特 定 技 能 外 国 人	3	生年月日		国籍・地域		
			住居地	〒 電話			
			在留カード番号				
			英字氏名		性別		
	4	生年月日		国籍・地域			
		住居地	〒 電話				
		在留カード番号					
		英字氏名		性別			
	5	生年月日		国籍・地域			
		住居地	〒 電話				
		在留カード番号					
		英字氏名		性別			
	3 支 援 実 施 状 況		① 空港等への出迎え	支援対象者なし			
			② 空港等への見送り	支援対象者なし			
			③ 生活の確保・生活に必要な契約に関する支援	支援対象者なし			
			④ 生活オリエンテーション	支援対象者なし			
⑤ 関係機関への同行 その他必要な支援			実施				
⑥ 日本語学習の機会の提供			支援対象者なし				
⑦ 相談・苦情対応			支援対象者なし ※ 実施の場合は、以下も記載すること。				
相談内容 及び 対応結果			相談受理年月日				
			相談内容				
			関係行政機関への 相談又は通報日				
	相談・通報先の名称						
	対応結果						
	対応者						
⑧ 日本人との交流促進	支援対象者なし						
⑨ 非自発的離職時の 転職支援	支援対象者なし ※ 実施の場合は、以下も記載すること。						

及び 対応結果	転職支援の内容	
	公共職業安定所の利用の有無	
	公共職業安定所への相談日	
	相談を行った公共職業安定所の名称	
	対応結果	
	対応者	
⑩ 定期的な面談の実施	実施 ※ 実施の場合は、定期面談報告書を添付すること。	

(注意)

- 1 「届出の対象期間」は、1月1日から3月31日までを「第1四半期」、4月1日から6月30日までを「第2四半期」、7月1日から9月30日までを「第3四半期」、10月1日から12月31日までを「第4四半期」とし、該当する届出対象期間を記載すること。
- 2 1欄の「法人番号」欄は、法人でない場合は空欄とする。
- 3 2欄は、届出の対象期間において支援を実施した1号特定技能外国人が複数名いる場合で支援実施状況が同じである場合には、2欄の「氏名」欄に「別紙のとおり」と記載し、名簿を別紙として添付すること。
- 4 届出の対象者の情報を入力する際には、在留カードの券面の内容どおりに正確に入力してください（住居地については、裏面も確認してください。）。
- 5 3欄は、届出の対象期間に実施すべき支援について記載し、当該期間内に支援を実施した場合は「実施」、当該期間内に支援を計画していたが実施できなかった場合は「未実施」とし、その理由を記載すること。また、支援が既に終わっている場合（対象者が来日した際の空港等への出迎え等）や、今後実施する予定の支援（対象者が雇用契約を終了し帰国する際の見送り等）等で、当該期間は対象外である場合は、「支援対象者なし」にチェックマークを付すこと。また、支援計画に変更が生じた場合は、別途支援計画の変更に係る届出（参考様式第3-2号）が必要なことに留意する。
- 6 3欄④の生活オリエンテーションの確認書（参考様式第5-8号）は、特定技能外国人から署名を徴した上で、支援を実施した事務所で保管すること。
- 7 3欄⑦の「相談内容及び対応結果」欄は、1号特定技能外国人から受けた相談の内容及び相談への対応結果を具体的かつ簡潔に記載すること。また、労働基準監督署への通報や公共職業安定所への相談を行った場合は、その旨を記載すること。
- 8 3欄⑨の「転職支援内容及び対応結果」欄は、非自発的に離職した1号特定技能外国人に対する転職支援の内容及び対応結果を具体的かつ簡潔に記載すること。また、転職支援として、公共職業安定所へ相談を行った場合は、その旨記載すること。
- 9 3欄⑩は、定期面談報告書（参考様式第5-5号及び5-6号）を添付すること。

定期面談報告書.docx

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

特定技能所属機関の氏名又は名称 医療法人社団創造会

作成責任者 役職・氏名 専任課長 桐畑美香

※ 電話番号 047-189-1111

注意 本書中、※のついた連絡先については、届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

<

入力へ戻る

申込む

>

■手続に関するお問合せ先:

外国人在留総合インフォメーションセンター

TEL: 0570-013904

: 03-5796-7112 (IP電話・PHS・海外から)

(平日 8:30~17:15)

■操作に関するお問合せ先: